

(提出先) 経済産業大臣、金融庁長官、消費者庁長官、内閣府消費者委員会委員長

2019年5月7日

一般社団法人 全国消費者団体連絡会  
代表理事 (共同代表) 岩岡 宏保  
代表理事 (共同代表) 長田 三紀  
代表理事 (共同代表) 浦郷 由季

## クレジット決済の過剰与信規制の緩和についての意見

割賦販売法は、2008年改正において、クレジット業者に対し、指定信用情報機関を利用した支払可能見込額調査を行うこと、支払能力の調査結果について信用情報機関に登録することなどを義務付けました。深刻化していた多重債務問題への対策として、貸金業法と共に改正が行われたものです。

現在、経済産業省 産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会において「テクノロジー社会における割賦販売法制の現状と課題」についての議論が行われ、「技術・データを活用した与信審査」などが論点に挙げられています。技術やデータの活用自体は有益な面もありますが、他方で消費者が過剰与信等により支払困難に陥る事態は避けなければなりません。多重債務者の増加防止を求める立場から、意見を申し述べます。

### 1. 支払可能見込額調査義務の免除、指定信用情報機関の信用情報の照会義務の免除、指定信用情報機関への信用情報の登録義務の免除については、慎重な検討を求めます。

3月12日の割賦販売小委員会に、技術・データを活用した与信審査ができる場合の上記規制の緩和が論点として提示されました。技術・データを活用することにより消費者保護の精緻化が図れるとの趣旨ですが、各クレジットカード会社がそれぞれどのような技術やデータを活用して与信診断をするのか、事前および事後チェックの内容や問題が起きた時のチェック体制をどうするのかなどが明確ではありません。技術やデータを活用した与信診断とはどのようなものか、それによって過剰与信という事態に陥ることはないのかといった点について、消費者に分かる形での説明を求めます。

また、そもそも上記規制が導入された経緯は多重債務者の増加防止であり、事業者の与信審査における技術・データの活用とは目的が異なります。仮に、事業者の独自技術により与信審査ができる場合はクレジット債務額の確認が必須ではないということになれば、社会的要請による信用情報照会義務という趣旨が損なわれてしまいます。多重債務防止のための過剰与信規制の実効性は担保されるべきであり、慎重な検討を求めます。

### 2. 利用限度額10万円以下の少額与信カードの場合に、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を免除することについて、多重債務防止の観点から反対です。

本件も、3月12日の割賦販売小委員会に論点として提示されました。しかし、現在でも利用限度額30万円以下のクレジットカード等を交付する際には、支払可能見込額調査義務が免除される緩和措置があります。これに加えて、利用限度額が10万円以下の場合に対して上記の規制を免除することになれば、10万円以下のクレジットカードについて延滞状態となっても信用情報の正確な把握ができなくなる、キャッシングによる借金で返済するケースが増えるなどにより、多重債務者の増加につながる事態が危惧されます。

消費生活相談の現場に寄せられる多重債務者からの相談によれば、多重債務に陥る起点は少額の与信というケースも多く存在します。今回の小委員会での検討では、消費者が多重債務に陥る経緯の分析は未だ十分に行われていないようですが、こうした消費生活の実態を踏まえて検討することを求めます。

さらに、民法改正に伴う2022年4月からの成年年齢引下げにより、若者の消費者被害の増加も懸念されています。こうした中、指定信用情報機関の信用情報の使用義務は維持されるべきであり、これを免除することについては多重債務防止の観点から反対です。

以上